

令和5年3月大和市議会第1回定例会第1日

令和5年2月15日提出

請願文書表				
番号	5-1	受付	令和5年2月3日	
件名	「大和市心身障害者医療費助成制度改善」の実行を求める請願書			
紹介議員	井上 貢 赤嶺 太一	吉澤 弘 高久 良美	山崎佐由紀 大波 修二	野内 光枝 木村 賢一

請願の趣旨

大和市長は、昨年9月議会にて全会一致採択された、「陳情4-24号」に基づき、市「心身障害者医療費助成条例の改善」を実施してください。

改善要望要点

現条例では、精神障がい者に対する助成対象は「1級の通院費のみ」です。

改善の要点は、現行の助成対象範囲を広げ「1, 2級までかつ入通院費とも」としてください。

請願理由

昨年9月の陳情に続き、今回請願を提出する3つの理由。

\*その1：医療費の負担が大きく、必要とする医療受診にためらいが生じている。

\*その2：昨年9月議会における「陳情4-24号」に対する市の回答は、回答になっていないと思われる。

\*その3：周辺自治体との格差は、10年来放置されたままで。

なお、請願理由の内容と提出経緯は、添付資料の【その1】～【その3】のとおりです。



陳情文書表			
番号	5-1	受付	令和5年1月20日
件名	大和市「歯科健康診査」に関する陳情書		

### 陳情の趣旨

大和市では「歯科健康診査」という事業が行われています。この事業は全市民向けであるにもかかわらず、受診できるのは、大和市歯科医師会の会員の歯科診療所に限られます。これを是正して、歯科医師会の会員でない診療所でも、市民がこの「歯科健康診査」を受けられるようにすることを市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

### 陳情の理由

私ども医療法人社団敬友会は神奈川県下で5か所の歯科診療所を運営しており、大和市福田に昭和39年より歯科診療所を開設し、歯科診療を行っております。その診療の中で、現在「歯科健康診査」を当院で受けられないかと市民から多数の問合せをいただいておりますが、この事業は大和市歯科医師会の会員の診療所でなければ受診が不可能となっています。

これは事務手続上のことと聞いておりますが、そもそもこの事業は、国の法律である「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）」による施策であります。

この法律によりますと、以下のようにあります。

第4条「歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」

第5条「法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。」

つまり、地域の歯科医療機関は地方公共団体と協力して歯科口腔保健の推進に努めるとあります。

実際に、私どもの法人本部がございます横浜市では、歯科医師会の会員、非会員問わず、どの歯科医院でも歯科健診を行うことができるようになっております。

つきましては、大和市におかれましても、歯科医師会の非会員でもこの「歯科健康診査」を取り扱えるように変更していただけますよう、市に対して求めてくださいますよう陳情申し上げます。

令和5年3月大和市議会第1回定例会第1日

令和5年2月15日提出

陳情文書表			
番号	5-2	受付	令和5年1月27日
件名	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業における決算報告書粉飾についての陳情書		

【陳情の趣旨】

大和市においては、解散をした大和駅東側第4地区市街地再開発組合の元監事として、都市再開発法第49条の規定に基づき、大和駅東側第4地区市街地再開発組合の代表清算人が令和3年12月21日に申請した『決算報告書』の粉飾を是正し、もって、大和市が不当に支出した保留床処分金を回収していただきたい。

【陳情の理由】

大和市長は、陳情者が提起した住民訴訟(横浜地方裁判所平成29年(行ウ)第1号損害賠償(住民訴訟)請求事件。ただし、口頭弁論終結時に同27年(行ウ)第42号損害賠償(住民訴訟)請求事件に併合となる。)において、大和市が大和駅東側第4地区市街地再開発組合(以下「再開発組合」という。)との間で締結した平成27年11月13日付『保留床譲渡変更契約書』に基づく26億6717万円の増額のうち、15億3080万4000円については、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業(以下「再開発事業」という。)の施行に伴い建築された施設建築物YAMATO文化森(以下「再開発建物」という。)の建築費用(工事請負代金)が資材単価及び労務単価の高騰を事由に、19億4400万円増額されたことに伴う大和市取得の保留床に係る負担分であると陳述したことから、差額の4億1319万6000円については、大和市以外の保留床取得者はもとより、権利床取得者である再開発組合の組合員(以下「再開発組合員」という。)が案分負担すべきところ、再開発組合は、再開発事業における権利変換(計画)の方式が都市再開発法(以下「法」という。)第110条所定の『全員同意型』であることを根拠に、再開発組合員には負担をさせず、当該差額全額を保留床価格に上乗せし、もって、大和市以外の保留床取得者に負担させたと神奈川県(所管課)に説明するのである。しかしながら、大和市が取得した保留床以外の保留床(建物部分)とは、公募による店舗1-5及び2-1のほか、神社1ないし3のおおよそ55.21%、店舗1-6のおおよそ39.22%であるところ、各保留床(建物部分)のおおよその価額は、当該店舗1-5につき3823万5604円(ただし、最低価額である。)、当該店舗2-1につき1744万4066円(ただし、最低価額である。)、当該神社1ないし3につき8152万1190円、当該店舗1-6につき1557万8501円(ただし、

最低価額である。) の計 1 億 5 2 7 7 万 9 3 6 1 円であることに鑑みれば、大和市以外の保留床取得者に対しては、資材単価及び労務単価の高騰による増額(上乗せ)は一切行われていないと言わざるを得ず、そこで問題となることは、再開発組合が当該 4 億 1 3 1 9 万 6 0 0 0 円の差額(原資)をどのように捻出し、もって、再開発建物の施工者に支払ったかという点であり、さらには、再開発組合は、法第 49 条所定の『決算報告書』において、保留床処分金については、148 億 3 0 5 7 万 8 0 0 0 円と申請(令和 4 年 3 月 31 日神奈川県知事承認／神奈川県指令都整第 1755 号)するところ、大和市に係る保留床処分金は 146 億 9 1 4 4 万 3 0 0 0 円(土地持分額 38 億 7 3 0 0 万円／建物価額 108 億 1 8 4 4 万 3 0 0 0 円)、店舗 1-5 及び同 2-1(公募)に係る保留床処分金は 8 0 3 0 万円(店舗 1-5 につき土地持分額 1906 万 4 3 9 6 円／建物価額 3823 万 5 6 0 4 円、店舗 2-1 につき土地持分額 555 万 5 9 3 4 円／建物価額 1744 万 4 0 6 6 円)、神社 1 ないし 3 に係る保留床処分金は 8 2 1 8 万 3 9 6 8 円(土地持分額 66 万 2 7 7 8 円／建物価額 8152 万 1 1 9 0 円)、店舗 1-6 に係る保留床処分金は 2 3 3 5 万 1 0 3 4 円(土地持分額 777 万 2 5 3 3 円／建物価額 1557 万 8 5 0 1 円)の計 148 億 7 7 2 7 万 8 0 0 2 円である事実に照らせば、本来計上されるべき保留床処分金に比して 4670 万 2 円も過少(ただし、店舗 1-6 の造作費用おおよそ 4 割が未計である。)なのである。以上を勘案すれば、仮に、資材単価及び労務単価の高騰を事由に、再開発建物の建築費用(工事請負代金)が増額されていたとしても、その額は大和市長が陳述した 19 億 4 4 0 0 万円ではなく、大和市が実際に負担した 15 億 3 0 8 0 万 4 0 0 0 円ないし当該 15 億 3 0 8 0 万 4 0 0 0 円に大和市以外の保留床所得者が実際に負担した増額分を加算した額を超えないことから、この保留床処分金のそご(粉飾)を是正するには、保留床処分金算出の基礎資料となる個別契約書に基づき、真正な保留床処分金を算定し、もって、当初予定額等との対比により、真正な再開発建物の建築費用(工事請負代金)を検証すべきものなのである。

なお、再開発組合では、再開発建物の最終的な建築費用(工事請負代金)については、施工者との間で締結した平成 28 年 6 月 27 日付『工事請負変更契約書』をもって 157 億 3 0 2 0 万円と特定するところ、『都市再開発事業費補助金等交付申請書(大和駅東側第 4 地区)』(神奈川県提出用)及び『市街地再開発事業補助金交付申請書(大和駅東側第 4 地区)』(大和市提出用)では、共同施設整備として、平成 26 年度につき 29 億 4 5 4 万 9 0 0 0 円、平成 27 年度につき 8 0 億 4 0 1 万 1 0 0 0 円、平成 28 年度につき 4 1 億 7 4 6 0 万 9 0 0 0 円の計 150 億 8 3 1 6 万 9 0 0 0 円と申告することによって、その建築費用(工事請負代金)が 6 億 4 7 0 3 万 1 0 0 0 円も乖離することから、施工者との間で締結した『工事請負変更契約書』が粉飾の仮装に用いられたことは言うまでもない。

以上

## 【積算根拠】

(1) 施設建築敷地は、以下のとおりである。

①. 所有権 9, 257. 15 m<sup>2</sup>

②. 区分地上権設定 121. 04 m<sup>2</sup>

$$9, 257. 15 m^2 + 121. 04 m^2 = 9, 378. 19 m^2$$

(2) 施設建築敷地の単価は、以下のとおりである。

①. 施設建築敷地 9, 378. 19 m<sup>2</sup> (上記 (1) 参照)

②. 施設建築敷地の価額 4, 333, 809, 000 円

$$4, 333, 809, 000 \text{ 円} \div 9, 378. 19 m^2 = 462, 115 \text{ 円}$$

ただし、駐車場に係る単価は近似の 462, 122 円/m<sup>2</sup> (315, 555, 708 円 ÷ (9, 378. 19 m<sup>2</sup> × 0. 072812271280)) であるところ、公益施設に係る単価は 575, 983 円/m<sup>2</sup> (35, 446, 000 円 ÷ (9, 378. 19 m<sup>2</sup> × 0. 006562274059)) と差異が生じている

(3) 神社1ないし3の保留床に係る土地持分額は、以下のとおりである。

①. 施設建築敷地 9, 378. 19 m<sup>2</sup> (上記 (1) 参照)

②. 施設建築敷地単価 462, 115 円/m<sup>2</sup> (上記 (2) 参照)

③. 土地持分 0. 000152932254

$$9, 378. 19 m^2 \times 0. 000152932254 \times 462, 115 \text{ 円} = 662, 778 \text{ 円}$$

(4) 神社1ないし3の保留床に係る建物価額は、以下のとおりである。

①. 天満宮工事費 1億2929万3848円

②. 共通仮設・諸経費 15%

③. 消費税及び地方消費税 8%

④. 落札率 0. 9195

⑤. 保留床割合 0. 552102

$$1\text{億}2\text{9}2\text{9}\text{万}3\text{8}4\text{8}\text{円} \times 115\% \times 108\% \times 0. 9195 \times 0. 552102 = 81, 521, 190 \text{ 円}$$

(5) 店舗1-5に係る土地持分額は、以下のとおりである。

①. 施設建築敷地 9, 378. 19 m<sup>2</sup> (上記 (1) 参照)

②. 施設建築敷地単価 462, 115 円/m<sup>2</sup> (上記 (2) 参照)

③. 土地持分 0. 004399000000

$$9, 378. 19 m^2 \times 0. 004399000000 \times 462, 115 \text{ 円} = 19, 064, 3$$

## 96円

(6) 店舗1-5に係る建物価額は、以下のとおりである。

①. 譲渡予定価格 57, 300, 000円

②. 土地持分額 19, 064, 396円 (上記(5)参照)

57, 300, 000円 - 19, 064, 396円 = 38, 235, 604円

(7) 店舗2-1に係る土地持分額は、以下のとおりである。

①. 施設建築敷地 9, 378. 19m<sup>2</sup> (上記(1)参照)

②. 施設建築敷地単価 462, 115円/m<sup>2</sup> (上記(2)参照)

③. 土地持分 0. 001282000000

9, 378. 19m<sup>2</sup> × 0. 001282000000 × 462, 115円 = 5, 555, 934円

4円

(8) 店舗2-1に係る建物価額は、以下のとおりである。

①. 譲渡予定価格 23, 000, 000円

②. 土地持分額 5, 555, 934円 (上記(7)参照)

23, 000, 000円 - 5, 555, 934円 = 17, 444, 066円

(9) 店舗1-6に係る土地持分額は、以下のとおりである。

①. 施設建築敷地 9, 378. 19m<sup>2</sup> (上記(1)参照)

②. 施設建築敷地単価 462, 115円/m<sup>2</sup> (上記(2)参照)

③. 土地持分 0. 001793467584

9, 378. 19m<sup>2</sup> × 0. 001793467584 × 462, 115円 = 7, 772, 533円

3円

(10) 店舗1-6に係る建物価額は、以下のとおりである。

①. 店舗1-5の建物価額 38, 235, 604円 (上記(6)参照)

②. 店舗1-5の床面積 144. 72m<sup>2</sup>

38, 235, 604円 ÷ 144. 72m<sup>2</sup> = 264, 204円/m<sup>2</sup>

③. 店舗2-1の建物価額 17, 444, 066円 (上記(8)参照)

④. 店舗2-1の床面積 66. 06m<sup>2</sup>

17, 444, 066円 ÷ 66. 06m<sup>2</sup> = 264, 063円/m<sup>2</sup>

⑤. 床面積 150. 43m<sup>2</sup>

⑥. 保留床割合 0. 392272

150. 43m<sup>2</sup> × 0. 392272 × 264, 063円/m<sup>2</sup> = 15, 578, 501円

ただし、店舗1-5及び店舗2-1はともにスケルトンでの建物価額であるところ、店舗1-

6は郵便局であり、さらに、郵便施設設備の造作費用が加算されることから、およそ264,000円／m<sup>2</sup>を最低価額とする。

### 【添付資料】

- 疎甲第1号証 準備書面（平成29年（行ウ）第1号事件）
- 疎甲第2号証の1 保留床譲渡変更契約書
- 疎甲第2号証の2 保留床譲渡変更契約書（第二回）
- 疎甲第3号証 清算金総括表
- 疎甲第4号証① 権利変換計画書（一）のうち10頁（第2回変更）
- 疎甲第4号証② 権利変換計画書（五）（変更後）
- 疎甲第4号証③ 権利変換計画書（六）
- 疎甲第5号証の1 工事請負契約書
- 疎甲第5号証の2 工事請負契約変更書（平成27年7月1日）
- 疎甲第5号証の3 工事請負契約変更書（平成27年9月11日）
- 疎甲第5号証の4 工事請負契約変更書（平成28年6月27日）
- 疎甲第6号証 決算報告書のうち連年収支計算書
- 疎甲第7号証 保留床譲渡先の公募について（概要）のうち別紙
- 疎甲第8号証 大和駅東側第4地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事（平成28年度）のうち大和天満宮工事
- 疎甲第9号証の1 平成26年度市街地再開発事業補助金交付申請書  
(大和駅東側第4地区)のうち別紙3
- 疎甲第9号証の2 平成27年度市街地再開発事業補助金交付変更申請書  
(大和駅東側第4地区)のうち別紙3
- 疎甲第9号証の3 平成28年度市街地再開発事業補助金交付申請書  
(大和駅東側第4地区)のうち別紙3

### \*付記

本件陳情は、本来であれば権利床取得者及び大和市以外の保留床取得者が負担すべき資材単価及び労務単価の高騰に伴い増額された施設建築物の建築費用（工事請負代金）を、大和市が保留床価格（建物価額）として負担した不正・不当につき、都市再開発法第49条に規定する『決算報告書』の粉飾事実を明らかにし、もって、大和市が欺罔、あるいは故意（悪意）により支出した保留床処分金の回収を求めるものであり、陳情者が提起した横浜地方裁判所平成29年（行ウ）

第1号損害賠償（住民訴訟）請求事件における請求原因（平成27年11月13日付『保留床譲渡変更契約書』に基づき増額された26億6717万円全額に対する損害賠償等の請求）並びに令和2年9月大和市議会第3回定例会において、陳情者が行った『保留床譲渡契約の検証についての陳情』（単に、当該変更契約に基づき増額された当該26億6717万円が適正か否かの検証を求めるもの）とは、その趣旨を異にすることを付言する。

令和5年3月大和市議会第1回定例会第1日

令和5年2月15日提出

陳情文書表			
番号	5-3	受付	令和5年1月27日
件名	YAMATO文化森2階デッキ広場の一部に対する専用使用権についての陳情書		

【陳情の趣旨】

大和市においては、YAMATO文化森管理組合の理事として、YAMATO文化森2階デッキ広場の一部に設けられた専用使用権につき、専用使用料を有償とし、もって、その使用料を徴取していただきたい。

【陳情の理由】

大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴い建築された施設建築物YAMATO文化森（以下「YAMATO文化森」という。）の管理ため設立されたYAMATO文化森管理組合（以下「管理組合」という。）が定める『YAMATO文化森管理規約』（以下「管理規約」という。）では、第26条（専用使用部分等の管理）第1項として「第18条の規定に基づき専用使用を認められた専用使用権者は、その専用使用部分につき、通常の維持管理について自己の責任と負担において管理する。」旨、また、第18条（特定箇所の専用使用）第1項として「区分所有者は、別表4及び別図3の定めた敷地及び共用部分等の一部（以下「専用使用部分」という。）に、同表に専用使用を認めた者（以下「専用使用権者」という。）のために専用使用権を設定することを承認する。」旨を規定するとともに、当該『別表4 特定箇所の専用使用権（規約第18条関係）』において、全体共用のうち、専用使用部分を「2階デッキ広場の一部」、位置を「別図3を参照」、用法・内容を「神社区分の外周、神社所有の工作物（鳥居、手水舎、絵馬掛け、狛犬等）、地流しの設置」、専用使用権者を「神社区分所有者」、期間を「必要期間」、専用使用料を「無償」と明記することから、神社区分所有者（以下「神社所有者」という。）は、YAMATO文化森の2階デッキ広場（以下「デッキ広場」という。）に常設（固定）する神社所有の工作物である『鳥居』、『手水舎（地流し設置を含む。）』、『絵馬掛け』、『御神籤掛け』、『社名碑』、『登り旗ポール1対』、『五色用ポール1対』、『灯籠1対』、『狛犬1対』及び『記念碑』（以下「神社工作物」という。）の設置はもとより、『神社区分の外周』の専用使用権に係る部分に対し、今日に至るまで専用使用料を支払うことなく、使用し続けているのである。しかしながら、神社工作物は、同様に、常設（固定）する公共（郵便事業）設備である郵便ポストとは異なり、宗教（神道）活動設備である事実に鑑みれば、その設置に係る部分の貸与を専用使用とすることは、神社所有者及びその関係

者のみに作用する利益の還元であることから、たとえ、大和市がYAMATO文化森の区分所有者、もって、管理組合の構成員の一人にすぎないとしても、政教分離の観点に照らし、到底、許されないものなのである。なお、神社1（本殿）、神社2（社務所・神楽殿）、神社3（神輿庫）はもとより、手水舎の外周までも専用使用とするということは、当該専用使用に係る部分（外周）は、神社敷地となる境内としての意味合いが強いことから、そのような使用目的に対する専用使用権の認諾は、普通地方公共団体として、違法・不当の默認となることは言うまでもない。

以上

#### 【添付資料】

疎甲第1号証① 管理規約のうち第18条

疎甲第1号証② 管理規約のうち第26条

疎甲第1号証③ 管理規約のうち別表4

疎甲第1号証④ 管理規約のうち別図3

#### \*付記

本件陳情は、YAMATO文化森2階デッキ広場の一部につき、神社区分所有者に対する専用使用権に係る専用使用料を有償とし、もって、その専用使用料の徴取を求めるものであり、陳情者が提起した横浜地方裁判所平成29年（行ウ）第52号損害賠償（住民訴訟）請求事件における請求原因（YAMATO文化森2階デッキ広場全体の使用料未納に対する損害賠償等の請求）とは、その趣旨を異にすることを付言する。

陳情文書表			
番号	5-5	受付	令和5年2月6日
件名	大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う都市再開発法第97条第1項所定の補償についての陳情書		

### 【陳情の趣旨】

大和市においては、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う大和市大和南一丁目1096番1、同1096番2及び同1097番1上に存する工作物の一部並びに立竹木に係る都市再開発法第97条第1項に規定する損失補償につき、真正な権利者が大和市であることを確認し、もって、過誤交付の相手方に対し、受領した損失補償相当額を代位求償していただきたい。

### 【陳情の理由】

都市再開発法（以下「法」という。）第68条（土地調書及び建物調書）第1項は、「第60条第2項各号に掲げる公告があった後、施行者は、土地調書及び物件調書を作成しなければならない。」旨を規定することにより、大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業の施行者である大和駅東側第4地区市街地再開発組合（以下「再開発組合」という。）は、大和市が所有する大和市大和南一丁目1096番1、同1096番2及び同1097番1（当初2,281.94m<sup>2</sup>と明記するところ、追って2,270.53m<sup>2</sup>に訂正する。以下「市有地」という。）に対して『土地調書』並びに『物件調書』を作成したところ、大和市長大木哲（以下「大木市長」という。）は、『土地調書』につき、市有地のうち226.06m<sup>2</sup>（なお、226.06m<sup>2</sup>とは、市有地上に存する『拝殿』、『本殿』、『社務所』、『便所』、『神楽殿』、『神輿蔵』及び『おみくじ所』の床面積計である。以下「天満宮借地」という。）については、使用借権（ただし、使用借権を公証する使用貸借契約書等は不存であり、真実、適法に使用貸借の効力が生じているかは甚だ疑問の残るところである。）に基づき、特定個人（実地の状況は神社である。以下「氏子総代会会長」という。）の権原であること、また、『物件調書』につき、市有地のうち天満宮借地を除く2,044.47m<sup>2</sup>（以下「大和市管理地」という。）上に存する工作物55点（工作物調査表参照。総称して、以下「特定工作物」という。）並びに立竹木56点（立竹木調査表参照。以下「特定立竹木」という。）についても、その所有者は氏子総代会会長であることを、立会いにより、それぞれ認諾（承認）するのである。しかしながら、氏子総代会会長の権原の範囲が天満宮借地に限定（制限）されている事実に鑑みれば、特定工作物のうち、『道祖神』、『記念碑』、『おみくじ掛け』、『絵馬掛け』、『狛

犬』、『灯籠』、『鳥居』、『野立平看板（鋼管柱）』、『野立三角看板』、『御堂』及び『水屋（手水舎と思料する。）』（以下「神社工作物」という。）を除いた工作物（以下「その他工作物」という。）並びに特定立竹木については、大和市管理地上に存することから、その他工作物にあっては地方自治法（以下「地自法」という。）第238条第1項第3号、また、特定立竹木にあっては同第1号（あるいは同第3号）の規定に基づき、当然に、大和市の公有財産（なお、神社工作物については、大和市管理地を不法に占有していたという事実のみである。）であることは言うまでもなく、そうであれば、これを処分、換言すれば、氏子総代会会长に譲渡するには、条例のほか、地自法第237条第2項所定の『議会の議決』を要すると思料するところ、大木市長は、これを議会に諮ることなく、単なる立会いにより、その所有者を氏子総代会会长と認諾（承認）することは、大和市の公有財産を無償で譲渡した違法と言わざるを得ない。なお、その他工作物の補償額については、積算方法が複雑で、かつ、現状においてその状態が確認でき得ず、算定は不可であるところ、特定立竹木の補償額については、『損失補償算定標準書立竹木・立毛編（平成25年度版）』における庭木類補償標準単価表を基準に、おおよそ12,981,640円（ただし、区分を『伐採補償額』の『普通』と積算した場合に限る。）と算定でき得ることから、大和市の損失は、優に13,000,000円を超えていることは言うまでもなく、よって、大和市は再開発組合に代位し、氏子総代会会长に対して大和市が本来得られるはずであったその他工作物並びに特定立竹木に係る法97条第1項に規定する損失補償相当額（確定的な金額に関しては、再開発組合が氏子総代会会长に提示ないし交付をした『附帯工作物補償額算定書』（附帯工作物調査表を含む。）並びに『立竹木補償額算定書』に基づき、算定すべきことを付言する。）を求償すべきなのである。

以上

#### 【添付資料】

- 疎甲第1号証 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業土地調書
- 疎甲第2号証 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業物件調書
- 疎甲第3号証 令和5年1月5日付行政文書非公開決定通知書
- 疎甲第4号証 令和5年1月25日付行政文書非公開決定通知書
- 疎甲第5号証 令和5年1月24日付大和市指令第3003号
- 疎甲第6号証 損失補償算定標準書立竹木・立毛編（平成25年度版）